

# 平成30年度第1回出雲市入札制度等監視委員会

## 議事概要

開催日及び場所	平成30年5月29日(火) 14時00分～16時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授) 委員 朝田 良作 (島根大学大学院法務研究科教授) 黒目 光正 (出雲市自治会連合会副会長) 藤原 美恵 (税理士) 山本 樹 (弁護士)	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日	
報告事項	(1) 入札方式別発注工事の状況について (2) 指名停止の運用状況について (3) 低入札価格調査制度の運用状況について (4) 苦情処理の運用状況について (5) その他	
審議事項	抽出案件(3件)	
	指名競争入札	1. H29 災 2/77 佐田東村農地災害復旧工事
	指名競争入札	2. 平成29年災第112号馬場遥堪線道路災害復旧工事
	随意契約	3. 出雲ドーム5mイベントリング及びウィンチ改修工事
	備 考	
	抽出の考え方 (抽出担当: 山本委員) ・落札率100%であったため。 ・比較的高額の指名競争入札であり、落札率が高く、入札者数の少なかったため。 ・比較的高額の随意契約だったため。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意 見・質 問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

<b>【報告事項について】</b>	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① 平成29年度の工種別の落札率で電気、管について相対的に高い状態で推移している原因、理由があるか？	① 土木一式工事等に比べて、製品を設置する事が多い工種であり、その割合が多く占める工種である。管工事では、水道・下水道接続が伴う工事が多く、手続き等も発生するため、価格競争できる幅が狭いと考えている。
② 関連して市内業者の数の推移の面からみて関連があるか？	② 業者数が減少傾向である。市内は民間の工事等も発注があるため、影響しているかもしれない。
③ 工種によっては工賃の方が高い割合を占める場合や、逆に工事に使う資材等の割合が高くなる工種もあると思うが、価格競争の面から考えると工賃は競争が可能であるが、資材等については、価格競争が難しいため、価格性が下がってくる。電気や管工事はそういう傾向があるのか？	③ おっしゃるように、他の工種に比べて、電気や管工事は資材に係る割合が高いため、競争性がでにくい状況にあると思う。
④ 工事実績をみると、前回（平成29年4月～9月）に比べて随意契約の割合が高いと思うが？	④ 時期的な関係があると思う。一般競争入札の案件は、長い工期を要する案件が多い。そのため、年度の前半で発注するケースが多い。随意契約については、設計額が低く、工期も短いため、年度後半に発注するケースが多い傾向にある。
<b>【審議事項について】</b>	
1) H29 災 2/77 佐田東村農地災害復旧工事	
意見・質問	回 答
① 落札率が100%ということで抽出案件とした。応札は2者で、1者が落札率100%、もう1者も概ね近い額となっている。この工事に関しては、競争が働きにくい状況ということか？	① 農地の災害復旧工事は、応札者が少ない傾向にある。平成29年度にこの後行った災害復旧工事の入札でも2件とも不落であり、業者からすると人気がない工事だと思っている。

<p>② 工事内容の関係で、例えば電気工事では材料代が多くを占めるため、落札率が高くなる傾向にあるそうだが、今回の工事ではそういった理由はないのか？</p>	<p>② 設計基準書、単価が公表されており、特殊な工事ではない。業者としては、設計額を想定しやすい状況にある。工期にあたる冬場、特に現場となる佐田地域においては、雪の関係で施工時期が限られる状況にあり、敬遠されているのではないかと思う。</p>
<p>③ 抽出案件 1 件目と 2 件目は同じような状況かと思うが、1 件目の応札 19 者中 2 者、2 件目の応札が 10 者中 2 者という事で辞退が多い。辞退が多いという事は競争性が低下するという事で、問題があるかと思う。そういった事で、何か特別な理由があるのか？</p> <p>落札率が 100% とあるから問題があるという事ではないが、予定価格の出し方について、設計額と業者の設計がたまたま一致する事はあると思うが、災害復旧工事では、そういった傾向があるのか？</p>	<p>③ 工種、設計額に応じてランク表に基づいて指名している。</p> <p>辞退が多い点については、過去 5 年間の災害復旧工事の入札状況をみると、農林関係が 22 件あり、平均落札率が 96.5% で、平均応札者数が 2.8 者であり、同工種の工事に比べて落札率が高く、応札者数が少ない状況であった。担当課からの説明にあったように、災害が起きやすい場所は、施工もしにくい場所である。また、農地という事で、施工時期が限られるため、敬遠される傾向にあると思う。</p> <p>市が積算に使った基準書・単価表は公表されているものを使っている。そのため、業者もそれに基づいて設計すれば、自ずと近い設計額になる。</p>
<p>④ 基準書があって、単価も公表されているため、仕様書をみれば、業者は予定価格がわかる状況にあって、この種の工事は、先ほどの説明の要因で、応札者が少ないため、あまり値引きをせずに想定した予定価格をそのまま応札額とするので、落札率が高くなるという傾向が生まれるという理解で良いか？</p>	<p>④ こちらで把握している状況によれば、そのとおりである。</p>
<p>⑤ 入札された 2 者とは現場に近い業者か？</p>	<p>⑤ 施工場所に近い業者である。</p>
<p>⑥ 過去にも同じ農地の関係で落札率が 100% だった件があったと思うが？</p>	<p>⑥ 平成 26 年度第 1 回の委員会での抽出案件に「H25 災 2 / 77 佐田東村農地災害復旧工事」があった。</p>
<p>⑦ そういった状況であれば、珍しくないかもしれない。</p>	

## 2) 平成 29 年災第 112 号馬場遥堪線道路災害復旧工事

意見・質問	回 答
① 比較的高額の指名競争入札であり、落札率が高く、入札者数の少なかったため抽出したが、指名競争入札と簡易型一般入札は設計金額により、分けているということによいか？	① そのとおり。
② 指名競争入札を行う根拠としては、地方自治法施行令第 167 条だと思いが、金額の基準はどれに該当するか？	② 第 3 項にあたると思う。金額については、明確に決まっているものではないと思うが、他市とほぼ同じ金額設定になっている。 格付けについては、各自治体毎に、骨格は同じであるが、詳細部分は異なっている状況である。
③ 指名競争入札がある趣旨は？自治体の業者決定は、原則一般競争入札になっている。それぞれに地域で地元の業者を育成するためという自治体の都合があり、地域により、設計額による発注方法の基準が異なるということによいか？国もそういった考え方だったと思うが？	③ 出雲市も地元業者育成という面も考慮し、市内業者優先という考え方で発注している。 指名競争入札の相手方については、事前に入札参加資格申請時に審査をしておけば、工事発注の都度、資格を確認する手間を省けるというメリットもある。
④ 出雲市では土木工事の場合 1500 万円以上の工事を（簡易型）一般競争入札とし、それ以下を指名競争入札としているが、一般競争入札の方がコスト高、手間がかかる、時間がかかるという事になり、そういった事を考慮した制度と理解してよいか？	④ おっしゃる面もあると思う。それと地元業者の育成という面もある。地元業者で施工できるものは地元業者という声もあり、1500 万円という線引きをしている。130 万円未満の場合は、随意契約というように、設計額に応じた業者決定方法を定めている。

## 3) 出雲ドーム 5m イベントリング及びウィンチ改修工事

意見・質問	回 答
① 抽出の趣旨は、高額であるが 1 者随意契約となっているからで、その理由をご説明いただいたところだが、特殊性がよくわからないので、もう少し説明してほしい。	① 今回の施工場所である出雲ドームは、通常の建築基準法上の構造計算をする建物ではなく、ゴンドラのウィンチやスピーカーのウィンチは直接構造体に取り付いている。このドームの構造は、大断面の木造の集成材をアーチ状に組んでおり、これは出雲ドームを建設した施工業者独自の技術であり、施工業者の関連会社でないと構造計算自体できない。そのため、特殊な建物と表現させてもらった。

<p>② 構造計算できないという事だが、構造計算できないとどう支障があるのか？</p>	<p>② 普通の業者だと構造計算ができない。平成4年に建設しているが、経年劣化もあるので、当初からの部材の劣化がどの程度あるのか、そういった計算は出雲ドームを建設した施工業者しかできない。そのため、施工業者の系列会社である今回の施工業者の関連会社をお願いした。</p>
<p>③ そもそも地方自治法施行令に基づき随意契約しておられ、入札になじまないものと判断しておられるのですね。特殊な技術や技能があると思うがその典型的なものとして、知的財産権、特許の様なものがある。ここの業者でないと、工事ができない。そういったものがあるとすると、それが正に特殊な技術、技能といえると思う。他のものに替え難いため、どうしても随意契約でやらなければならない。という説明があると思う。計算ができる、できないという事ではなく、ここに頼まなければ、計算も含めて、施工技術、ノウハウ、特許登録していない場合でもノウハウを持っている業者はここだけだ。という事でここと契約を結んだという事でよろしいか？</p> <p>私も素人だが、出雲ドームは色々な特許やノウハウを駆使した建物だと聞いている。そうであれば、施行令にあてはまる工事ではないかと思う。そういう理解でよろしいか？</p>	<p>③ おっしゃるとおりである。出雲ドーム自体も構造自体も、建物自体が一般的な建築基準法によらない建物である。そのため、特殊な許可を取って建てたものである。</p> <p>それと今回ウィンチ等を取り付ける傘でいう骨にあたるものが木材の集成材を使っており、一般にある材料ではないものを特別に出雲ドーム施工業者が作って骨組みとしている。これに直接重さのかかるものを取り付けるため、それに耐えられるかどうか確認する必要がある。それを確認することが、出雲ドームを建設した業者の系列会社でないとできないという判断で、随意契約したものである。</p>
<p>④ 施工ノウハウ・技術がここしかないということか？</p>	<p>④ そのとおり。</p>
<p>⑤ 出雲ドームの建設工事は、設計は別の業者がやっているのか？</p>	<p>⑤ 設計施工とも同じ業者である。</p>
<p>⑥ 出雲ドームでは、イベント等も多く開催されるが、今回の工事の影響は？</p>	<p>⑥ ウィンチの製作に時間がかかるため、4カ月の工期を取っているが、実際の現場工事は20日程度である。</p>